

議事日程第5号

平成25年12月19日(木)

- 第1 故吉田直儀議員に対する追悼演説
 - 第2 議案上程(議案第76号から第108号まで及び請願第6号)
委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)
質疑、討論、表決
-

本日の会議に付した事件

- 第1、第2は議事日程に同じ
 - 第3 議案上程(議案第109号)
提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決
 - 第4 議会案上程(議会案第51号から第56号まで)
提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決
 - 第5 議会広報特別委員会委員の選任
 - 第6 男鹿地区消防一部事務組合議会議員の補欠選挙
-

出席議員(19人)

| | | |
|----------|----------|-----------|
| 1番 三浦桂寿 | 2番 佐藤誠 | 3番 畠山富勝 |
| 4番 船橋金弘 | 5番 三浦利通 | 6番 佐藤巳次郎 |
| 8番 中田敏彦 | 9番 蓬田信昭 | 10番 安田健次郎 |
| 11番 米谷勝 | 12番 高野寛志 | 13番 古仲清紀 |
| 14番 土井文彦 | 15番 小松穂積 | 16番 中田謙三 |
| 17番 戸部幸晴 | 18番 船木正博 | 19番 笹川圭光 |
| 20番 吉田清孝 | | |

欠席議員(0人)

議会事務局職員出席者

事務局長 杉本 光

主 席 主 査 湊 智 志
主 査 杉 本 一 也
主 査 武 田 健 一

地方自治法第121条による出席者

市 長 渡 部 幸 男
教 育 長 杉 本 俊 比 古
総務企画部長 山 本 春 司
産業建設部長 渡 辺 敏 秀
企 業 局 長 佐 藤 稔
財 政 課 長 目 黒 重 光
生活環境課長 渡 部 源 夫
福祉事務所長 鈴 木 金 誠
観光商工課長 松 橋 光 成
下水道課長 千 田 俊 彦
病院事務局長 杉 山 武
学校教育課長 鈴 木 雅 彦
監査事務局長 笹 川 貞 俊
企業局管理課長 安 藤 恒 昭

副 市 長 伊 藤 正 孝
監 査 委 員 湊 忠 雄
市民福祉部長 船 木 道 晴
教 育 次 長 小 玉 一 克
総務企画課長 原 田 良 作
税 務 課 長 佐 藤 盛 己
子育て支援課長 天 野 綾 子
農林水産課長 佐 藤 喜 代 長
建 設 課 長 三 浦 秋 広
若美総合支所長 蓬 田 司
会 計 管 理 者 石 川 静 子
生涯学習課長 大坂谷 栄 樹
農委事務局長 中 田 和 彦
選管事務局長 (総務企画課長併任)

午後 2時01分 開 議

○議長（吉田清孝君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 故吉田直儀議員に対する追悼演説

○議長（吉田清孝君） 日程第1、故吉田直儀君に対する追悼演説を行います。

16番中田謙三君から、故吉田直儀議員に対し、弔意を表すための発言を求められておりますので、これを許します。16番中田謙三君

【16番 中田謙三君 登壇】

○16番（中田謙三君） 故吉田直儀議員に対し、謹んで追悼の言葉を申し上げます。

あなたは、若美町時代、安定する町政を掲げ、厳しい町長選挙に臨み見事当選し、以来、連続三期、町政のトップとして強いリーダーシップを発揮し、多くの功績を残しました。

日ごろからゴルフ、スキーで培った体力と健康に留意していた中で、去る12月1日、あなたは突然に逝ってしまいました。

どれほど悔しい思いであったことか、私には想像に難くありません。

あなたの若美町長時代からの足跡と人脈の広さをあらわすように、葬儀会場に大勢の方々が、あなたとの最後のお別れに集い、今さらながらあなたの偉大さを実感しました。

若美町長時代、高齢化社会を見据えて設立した特別養護老人ホーム和幸苑も開設から17年目を迎え、今は男鹿市の福祉・介護の基幹施設の一つとなっております。

また、平成19年、秋田国体のボクシング会場として熱戦を繰り広げた若美総合体育館では、今、小・中学生が練習に汗を流し、各種スポーツ大会で好成績を収めています。

夕陽温泉WAOは、多くの高齢者が憩いの場、健康づくりの場として集い、親しまれています。

さらには、学校教育施設の建設や雇用の創出の場として、自動車部品工場モリセイの誘致にも成功しています。

基幹産業の農業においては、弘戸地区排水対策事業、中央北部の大区画圃場整備を進め、事業が完成した今、今後予想される将来の厳しい農業環境においても、勝ち残れる農業に道筋をつけてくれました。

このように多くの功績を残すとともに、若美町政の発展に多大なる貢献をいたしました。

さらに、男鹿市との合併後、平成18年4月、男鹿市議会議員に見事トップ当選され、以来、連続二期、市議会議員として市政の発展に尽くしてこられましたことは、広く市民の知るところであります。この間、あなたは経験抱負で、特に財政通としてさまざまな提言をし、ときには鋭い切り口で市当局に詰め寄った姿が、今でも鮮明に思い出されます。

また、議会広報特別委員長をはじめ議会運営委員など、多くの要職を歴任されるとともに、平成22年6月からは、男鹿地区消防一部事務組合議会議長として活躍されました。

激しく変化する時代の節目節目に果敢に挑戦されたあなたの行動力は、歴史に残り、今後とも高く評価されることと思います。この議場からあなたの姿が見えないことの寂しさを改めてかみしめ、今はただひたすらに、ご冥福とご遺族の前途に限りなきご加護を賜りますよう念じますとともに、男鹿市の発展と平安をお守りいただき、安らかなるお眠りをお祈り申し上げまして、追悼の言葉といたします。

○議長（吉田清孝君） 追悼演説が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 2時09分 休 憩

午後 2時10分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2 議案第76号から第108号まで及び請願第6号を一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第2、議案第76号から第108号まで及び請願第6号を一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求める

ことにいたします。最初に総務委員長の報告を求めます。12番高野寛志君

【12番 高野寛志君 登壇】

○12番（高野寛志君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第76号男鹿市職員の再任用に関する条例の制定についてであります。

本議案は、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることから、地方公務員法の規定に基づく定年退職者等の再任用制度を導入することにより、雇用と年金との接続を図るため本条例を制定するものであります。

委員より、第1点として、県内各市の条例制定状況について質疑があり、当局から、県内13市中、制定している市は10市で、制定していないのが鹿角市、湯沢市及び本市の3市であるが、鹿角市及び湯沢市も本市と同様に12月定例会に提案している状況であるとの答弁があったのであります。

第2点として、市内の雇用状況が厳しい中、若者の働く場が減ることが懸念されるが、どのように考えているのかとの質疑があり、当局から、現在考えている再任用制度の運用では、職員定員管理に影響のない短時間勤務職員として主に任用してまいりたいと考えているとの答弁があったのであります。

第3点として、再任用の給料、諸手当等の支給額及び、どのような職種を予定しているのかとの質疑があり、当局から、一般行政職ではフルタイム勤務で月額21万3千400円としたい考えであり、これを市で運用している週30時間程度の短時間勤務とすると約16万5千円となるものである。支給される手当としては、通勤手当、超過勤務手当などのほか、期末勤勉手当を年間2.1月分支給することとしている。また、再任用先としては、出張所長及び館長等の嘱託職員を再任用職種とするほか、個人の資格や経験を生かせる職種とし、必要性等を総合的に勘案し決定するが、現在のところ、工事完成検査や用地交渉、市税の徴収業務などを考えているところであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、出張所長等は地域において重要な役割を担っており、各種団体等との調整や地域要望など業務も多いと思う。任用する再任用職員は、短時間勤務とい

う考え方であるが、業務に十分対応できるよう取り組んでほしいとの意見があったのであります。

第4点として、来年度の再任用希望者の状況について質疑があり、当局から、来年度は早期退職者も含め26名の方が退職するが、そのうち12名の方が再任用を希望している状況であるとの答弁があったのであります。

第5点として、再任用を希望する方は、公務員としての職務に意欲がある方だと思いが、選考等についてどのような方法を考えているのか。例えば、市に対する企画提案をさせることなども必要ではないかとの質疑があり、当局から、任用に当たっては選考採用としており、市に対する企画提案については参考とさせていただきたいと考えているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第77号男鹿市職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

本議案は、男鹿市職員の再任用に関する条例制定に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第78号男鹿市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、行政財産の使用料の額を引き上げるため本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。15番小松穂積君

【15番 小松穂積君 登壇】

○15番（小松穂積君） 教育厚生委員会に付託になりました、議案第79号から第8

5号までについて、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第79号男鹿市手数料条例及び男鹿市市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、諸証明等に係る手数料について、県内他市の状況にかんがみ、均衡のとれた額に改定するほか、条文を整理するため、各条例の一部を改正するものであります。

本案については、議会運営委員会において、総務委員会の所管に係る改正事項も含まれていることから、連合審査会開催の方向性が示されたことを踏まえ、教育厚生・総務委員会連合審査会を開催したものであります。

この際、連合審査会において質疑のあった主な事項について申し上げます。

委員より、第1点として、本条例改正案の「県内他市の状況にかんがみ、均衡のとれた額に改定する」という提案理由の妥当性等について質疑があり、当局から、平成24年度ベースでの有料の諸証明交付件数で試算すると、改定により約150万円の収入増が図られる。また、本条例第7条の手数料の免除規定では、「法令の規定により無料で取り扱いをしなければならないもの」、「本市の住民で公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの」、「生活保護法の適用を受けている者から請求のあったもの」等については無料交付していることから、手数料引き上げについてご理解いただきたいとの答弁があったのであります。

第2点として、諸証明手数料の引き上げは、行財政改革の先取りの提案だと考えている。財政調整基金及び地域振興基金など、現状の本市の財政事情からしても手数料を引き上げの必要性はないと考えるがどうかとの質疑があり、当局から、現在の財政調整基金は約11億7千万円、地域振興基金については果実運用型であるため元金に手をつけることができないものである。また、地方交付税の合併算定替が平成26年度で終了し、27年度以降は5年間で段階的に減額され、最終的に特例措置がなくなり、財政的には非常に厳しくなることが予想される。現段階においても財政事情に余裕があるとは言えないと判断しているとの答弁があったのであります。

さらに委員より、50円の値上げといえども諸証明交付手数料の34パーセントもの引き上げは、年金暮らしの高齢者等にとっては厳しい改正内容と考える。このように弱者の生活を圧迫するような引き上げは、軽々に提案すべきではないとの意見が

あったのであります。

連合審査会終了後、本案について審査するため、本委員会を再開し、同委員会での質疑応答等を踏まえ審査に入ったが、質疑がなかったため直ちに採決したものであります。

以上の審査経過により、本案については、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 80 号男鹿市斎場条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成 26 年 4 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、斎場の使用料の額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、「斎場の使用料」が消費税課税対象となる根拠について質疑があり、当局から、消費税法第 6 条に非課税の条文があり、別表に掲げるものについては消費税を課しないと規定されている。その中では、「墓地・埋葬等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する埋葬に係る埋葬料又は同条第 2 項に規定する火葬に係る火葬料を対価とする役務の提供」となっていることから、火葬については非課税となるが、医療汚物処理や霊安室の使用料については消費税の課税対象となることから、消費税増税分の 3 パーセントを上乗せした金額で本条例の一部改正を提案させていただいたものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 81 号男鹿市若美老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成 26 年 4 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、男鹿市若美老人福祉センターの使用料の額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、これまでの同施設の使用料徴収実績について質疑があり、当局から、本施設は老人福祉増進を図るための施設であり、この目的以外では市主催による会議等の開催がほとんどで、これまで使用料を徴収した実績はないものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 8 2 号男鹿市公民館使用条例等の一部を改正する条例について、議案第 8 3 号男鹿市公園条例等の一部を改正する条例について及び議案第 8 4 号男鹿市男鹿北中学校屋外運動場照明施設使用条例の一部を改正する条例についてであります。

本 3 議案は、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成 2 6 年 4 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、公民館、市民文化会館、市民ふれあいプラザ、若美コミュニティセンターの使用料、若美中央公園、若美球場、船川港金川多目的広場の利用料及び男鹿北中学校屋外運動場照明施設の使用料の額を、それぞれ引き上げるため各条例の一部を改正するもので、一括上程、一括審査したものであります。

本 3 案について、委員より、各施設の利用状況等について質疑があり、当局から、平成 2 5 年度の実績として、1 1 月末現在では各地区公民館や市民文化会館等、社会教育施設については合計で利用件数 4 6 6 件、使用料収入が約 4 3 4 万 4 千円となっている。また、総合運動公園内の施設やマリンパーク等、体育施設については、合計で利用件数 1 万 8 千 6 2 件、利用料収入が約 6 6 万 4 千円となっているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本 3 案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 8 5 号男鹿みなと市民病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成 2 6 年 4 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、男鹿みなと市民病院の使用料及び手数料の額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。5 番三浦利通君

【5 番 三浦利通君 登壇】

○5番（三浦利通君） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果をご報告いたします。

議案第86号男鹿市若美農業者トレーニングセンター及び若美農業技術伝習館条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消費税法及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、男鹿市若美農業者トレーニングセンター及び若美農業技術伝習館の使用料の額を上げるとともに、施設の区分及び種別について整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第87号男鹿市農村婦人の家条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市農村婦人の家の利用料の上限を上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

当局から、男鹿市農村婦人の家の維持管理費については、会場利用料と管理委託している協本郷財産管理委員会からの補助金で賄っているが、昨今の電気料金など光熱水費の高騰により、現行の利用料では運営が厳しいことから、利用料金の引き上げと営業販売及び冠婚葬祭時の利用料金を設けるため改正するものであるとの説明があったのであります。

本案について、委員より、当該施設の利用状況と主な利用団体、利用料収入について質疑があり、当局から、平成24年度実績で利用件数81件、利用者数2千416人となっている。主に町内会や高齢者の団体、子供会が利用している。また、利用料収入は9万2千円となっているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第88号男鹿市漁港管理条例の一部を改正する条例について、議案第91号男鹿市温泉条例等の一部を改正する条例について、議案第92号男鹿市サンワーク男鹿条例及び男鹿市トレーニングセンター条例の一部を改正する条例について、議案第93号男鹿市都市公園条例の一部を改正する条例について、議案第94号男鹿市

道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例について、議案第 9 5 号男鹿市下水道条例等の一部を改正する条例について及び議案第 9 6 号男鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

本 7 件は、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成 2 6 年 4 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、行政財産等に係る使用料、利用料、占用料などの額を引き上げるため、各条例の一部を改正するもので、一括上程、一括審査したものであります。

本案について、委員より、消費税率が引き上げられる 3 パーセント以上の引き上げとなっている料金もあるようだが、どのように料金を算出しているのかとの質疑があり、当局から、現行料金は消費税 5 パーセントが含まれた内税方式となっているため、現行料金を 1. 0 5 で除して算出した消費税抜きの金額に 1. 0 8 を乗じて得た額の 1 0 円未満を切り捨てて利用料を算出しているとの答弁があったのであります。

さらに委員より、過去に消費税が 3 パーセントから 5 パーセントに引き上げられたときも今回と同様に条例改正の手続を踏んでいるのかとの質疑があり、当局から、税率は異なるが今回同様の計算方式により算出した金額で条例改正しているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本 7 議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 8 9 号男鹿市中小企業振興資金融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、市内の中小企業者に融資する原資を預託する金融機関の範囲を拡大するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 9 0 号男鹿市国民宿舎男鹿条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成 2 6 年 4 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることと、入湯料の見直しにより国民宿舎男鹿の利用料の額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第97号男鹿市一般ガス供給条例及び男鹿市簡易ガス供給条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、平成26年4月1日から、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例により、石油石炭税の税率が引き上げられることと、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、ガス料金の額を上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、委員より、石油石炭税について1立方メートル当たり0.42円の価格引き上げということだが、一般家庭では平均でどのくらい加算されて、企業局の収入はどのくらいふえるのかとの質疑があり、当局から、月額で1戸当たり5円から6円の負担増となる。企業局の収入は、平成24年度の販売量で試算すると約110万円増加するとの答弁があったのであります。

さらに委員より、消費税の引き上げと合わせると一般家庭ではどのくらい負担がふえるのか。もし、わずかな金額であれば、内部留保金等で補てんする考えはないかとの質疑があり、当局から、標準家庭の使用量で試算すると、消費税3パーセント引き上げによる加算は99円、それに石油石炭税の5円を加え、料金の上昇は104円である。また、内部留保金での補てんは、ガス事業会計は経営的にも非常に厳しく、国の方針として価格に転嫁するよう指導されていることもあり、今回、ガス料金の額を上げる条例改正を提案させてもらったとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願第6号TPP交渉に関する請願についてであります。

本請願は、TPP交渉において政府与党は国益を守るとし、農林水産物重要5項目の関税撤廃の除外を決議し、参議院選挙でも同様の公約を打ち出した。さらに政府は、国民的議論の重要性を強調し、情報公開を約束していた。ところが、農林水産物重要5項目の聖域見直しを容認する発言が相次ぐほか、交渉に当たって保秘契約を理由に情報の公開を拒否している。TPPは農林漁業、食の安全、医療制度など、国民生活に広く影響を及ぼし、ISD条項は国家主権を揺るがしかねない重大な問題を

含んでいる。以上のような理由から、T P P交渉の内容を開示すること、また、T P P交渉からの撤退を要望するものです。

本請願書については、願意妥当と認め、採択すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。1番三浦桂寿君

【1番 三浦桂寿君 登壇】

○1番（三浦桂寿君） 予算特別委員会に付託されました議案第98号から第108号までの審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る12日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみご報告申し上げます。

第1点として、男鹿総合観光案内所の道の駅化に対する課題と対応等について。

第2点として、福祉灯油に係る県と市町村との情報交換会の結果と今後の対応について。

第3点として、五里合小学校、鶴木小学校、野石小学校の統合問題について。

第4点として、経営所得安定対策推進事業補助金の内容と今後の農業政策、特に園芸メガ団地構想と計画の動向及び課題等について。

第5点として、ふるさと納税の現状と謝意のあらわし方について。

第6点として、木質バイオマスを利用した今後の取り組み方針について。

第7点として、船川第一小学校、船川南小学校の統合の進捗状況等についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会とも、すべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第98号から第108号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第79号男鹿市手数料条例及び男鹿市市税条例の一部を改正する条例について、反対討論の通告がありますのでこれを許します。10番安田健次郎君

【10番 安田健次郎君 登壇】

○10番（安田健次郎君） 議案第79号男鹿市手数料条例及び男鹿市市税条例の一部を改正する条例について、討論をさせていただきたいと思えます。

本案は、諸証明の手数料の主なものを、大体150円から200円に引き上げるといふものでありますけれども、提案理由の中に、まず第一に、行財政改革の要因もあるという議論がありましたけれども、この引き上げの率が33パーセントぐらいになります。この率というものは、低所得者層や社会的な弱者にとっては、無料の方もおるわけでありまして、結構重い負担になると思えます。何よりもこの引き上げによる収入増は、年間153万円との答弁であります。今の市の財政は、将来は別として、現段階で先ほど報告にもありましたように、財政調整基金が約11億円ほどあるというふうになっているようでありまして、こうした財政事情であれば、この種のものには引き上げなくとも十分賄える金額ではないかと推察いたします。ましてや行財政改革というものは、こういうものを引き上げるためではないというのが本質的なことであると私は考えます。

第二に、9年前の市町合併時にサービスは高い方へ、負担は軽い方へという特約条項を定められた合意がありますけれども、先ほどの報告では、6年後にはほごにされるということでありまして、前もってこのほごにするという行為は私はおかしいと考えています。こういうやり方が通用しますと、いわゆる今度はごみ袋の有料化などという問題が出てくるわけでありまして、それらに対する突破口にもなりかねるのではないかと危惧さえ持っているわけでありまして。そういう点では、このこうした特約条項まで押し込んだささやかな手数料については、継続すべきだといふふうに考えます。

第三に、もう一つの提案理由の中に他市の状況にかんがみという提案内容がありますがすけれども、まだ150円で頑張っておられる市もありますし、市のプラスになる例えば灯油の補助やそういうものについては他市にあわせてやるのが至当でありましょうし、こうした先駆けて負担になることを引き上げるということについては、私は反市民的な行政の手法ではないだろうかというふうに考えます。

以上、この三つの主な理由だけ申し上げましたけれども、議員各位の賛同を心からお願い申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（吉田清孝君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、ただいま討論がございました議案第79号について採決いたします。

本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田清孝君） 起立多数であります。よって、議案第79号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号から第78号まで及び議案第80号から第108号まで並びに請願第6号を一括して採決いたします。

本33件に対する委員長の報告は可決及び採択であります。本33件は、各委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第76号から第78号まで及び議案第80号から第108号まで並びに請願第6号については、原案のとおり可決及び採択されました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第109号人権擁護委員の推薦についてが提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題

といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 議案第109号を上程

○議長(吉田清孝君) 日程第3、議案第109号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

○議長(吉田清孝君) 提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長(渡部幸男君) ただいま議題となりました議案第109号人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員の伊藤幸子氏が平成26年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を推薦いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田清孝君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番

○15番(小松穂積君) 人権擁護委員の推薦が今出てきたわけですがけれども、4月1日からというふうなことでありますけれども、確か県の方へ申請手続をして、その後、議会がよければですね推薦手続をするわけですがけれども、その手続についてちょっとお伺いしたいと思うんです。

今、本議会では多分この方の再任はいいというふうなことになるのかもしれませんがけれども、例えば2カ月前まででないと手続上、継続してできないのかどうか、ちょっと期間がよくわからないので、その期間がどういうふうになっているのかがまず第一点、それからもう一点だけ確認でありますけれども、人権擁護委員の現在の平均年齢は何歳になりますか。

○議長(吉田清孝君) 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長(山本春司君) お答えいたします。

まず、推薦から手続までの期間でありますけれども、約3カ月間かかるということ

で今回ご提案申し上げたところでございます。

年齢につきましては、平均62.5歳となっております。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。15番

○15番（小松穂積君） 人権擁護委員の方につきましては、やはり社会的経験及び識見のある方というふうなことでありますし、伊藤さんにつきましては前も務めていただいておりますし、ふさわしいと思いますが、これの今、平均年齢が62.5歳というふうなお話でございました。人権擁護委員については定年というのは、年齢の上限、そういうのは課せられているというか、あるのかないのかというふうなことをお伺いしておきたいと思えます。

○議長（吉田清孝君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） お答えいたします。

新任の委員につきましては、65歳以下の者となっております。再任の場合には、75歳未満の者というふうな規定がございます。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。

○15番（小松穂積君） 終わります。

○議長（吉田清孝君） 15番小松穂積君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第109号について採決いたします。伊藤幸子氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第109号については、異議なしとすることに決しました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。ただいま議案第51号から第56号までが提出されました。この際、本6件を日程に追加し、一括して議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本6件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第4 議案第51号から第56号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第4、議案第51号から第56号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第51号 医療・介護などの社会保障の充実を求める意見書

議案第52号 年金の2.5%削減の実施の中止と撤回を求める意見書

議案第53号 介護職員の処遇改善を求める意見書

議案第54号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書

議案第55号 TPP交渉に関する意見書

議案第56号 日本国憲法をいかし安定した雇用の実現を求める意見書

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。本6件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本6件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第51号から第56号までを一括して採決いたします。本6件については原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第51号から第56号までは、原案のとおり可決されました。

医療・介護などの社会保障の充実を求める意見書（案）

8月6日、社会保障制度改革国民会議は最終報告書を提出し、「持続可能な社会保障を構築していく」もとで「徹底した給付の重点化・効率化が求められる」と強調しました。「将来の社会を支える世代の負担が過大にならないように」と、世代間格差を強調し、公的制度への依存を減らす「自助努力」を国民に迫っています。医療分野では「70歳から74歳までの患者負担の1割から2割への引き上げ」、「国民健康保険料（税）のアップ」、「財政運営主体の都道府県への移行」などの負担増を盛り込みました。後期高齢者医療制度も温存。「かかりつけ医」による「ゆるやかなゲートキーパー（門番）」機能を導入して、自由に病院を選べる現在のフリーアクセス制度を制限し、紹介状がなく大病院にかかる際には、一定の定額自己負担を求めるとしています。

介護分野では、要支援者を保険給付の対象からはずし、市町村まかせの地域包括推

進事業（仮称）に段階的に移行させるとし、特別養護老人ホームからは、「軽度者」を締め出す方向を示しています。「一定以上の所得」がある利用者の自己負担を引き上げることにも明記しています。

年金分野では、支給額を減らす「マクロ経済スライド」の実施を要求し、支給開始年齢のさらなる引き上げも狙われています。

保育分野では、公的責任を投げ捨てる「子ども・子育て支援新制度」（新システム）、規制緩和による保育の質の引き下げや株式会社の参入を少子化対策として盛り込みました。

憲法 25 条で保障した社会保障制度は、そもそも互助組織などの仕組みでは立ち行かないものを国の責任で保障・制度化したものです。社会保障制度の根本を変えてしまう制度の変更は止めるべきです。以上を踏まえ、下記事項について要望します。

記

- 1 70歳から74歳までの医療費窓口負担を引き上げないこと。医療・介護の保険料と自己負担を引き下げること。また、低所得者などへの減免制度を拡充すること。
- 2 介護保険「要支援」などの保険外しを止めるとともに、医療・介護を営利企業の金儲けの場に変えないこと。国の責任と公的保険で、すべての人に安心の医療・介護を保障すること。
- 3 社会保障の公的責任を放棄し、個人の責任に変える「社会保障制度改革推進法」を廃止すること。消費税の増税ではなく、大企業や富裕層に応分の負担を求めることで必要な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 田村憲久様

年金の2.5%削減の実施の中止と撤回を求める意見書（案）

2013年10月（支給は12月）から3年間で年金を2.5%削減する法律の実施を中止することを求めます。削減年金支給の始まる12月は、冬の到来による暖房費の支出や年末年始の準備で、最も支出のかさむ時期であり、年金受給者の間に不安が広がっています。

今、灯油などの生活必需品の値上がり、復興税や各種控除の縮小による増税、社会保険料の増額などで高齢者の生活は厳しさを増しています。

年金削減は、地域経済に大きな影響があります。秋田県では2.5%年金削減により150億円の減額（共済年金を除く11年度秋田県公的年金支給額は3,963億円）になると推計されます。また、現在の受給額を削減することは、若い世代の年金離れに拍車をかけるだけでなく、年金制度への信頼を損なうものです。

高齢者の生活を脅かし、秋田県経済にも深刻な影響を与える年金2.5%削減の実施の中止と撤回を求める意見書を地方自治法第99条の規定により提出します。

平成25年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 田村憲久様

介護職員の処遇改善を求める意見書（案）

介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成21年10月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度は、平成24年度介護報酬改定で、介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることとなりました。しかし、この加算制度に

については「経過的な取り扱いとして、平成27年3月31日までの間」とされています。

超高齢化社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、離職者が依然として高い状況が続いており、介護事業者は介護職員の確保に苦慮しています。「介護崩壊」を食い止め、安全・安心の介護を実現するためには介護職員確保に向け、賃金改善などの処遇改善が不可欠です。介護職員の賃金実態は、およそ3分の2程度と非常に低い実態があります。深刻な介護現場の人材不足を解消するためには、一刻も早く全労働者平均賃金への引き上げが必要です。そのため、一層の介護職員の処遇改善を図ることが必要であり、国民の負担増にならない方法での改善を求めます。

安全・安心の医療・介護実現のための介護職員の処遇改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。

記

- 1 国の責任による予算増と賃金改善の施策を拡充すること。
- 2 介護職員処遇改善加算の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 田村憲久様

財務大臣 麻生太郎様

秋田県知事 佐竹敬久様

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書（案）

厚生労働省は2011年6月17日、「看護師等の『雇用の質』の向上のための取

り組みについて（5局長通知）」の通知を発出しましたが、その中で「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤交替制労働者の勤務環境改善は喫緊の課題」としています。さらに、2013年2月8日には、医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため「医療分野の雇用の質の向上のための取組について（6局長通知）」を発出し、看護等に対する取り組みを医療スタッフ全体に拡大させ、取り組みを推進しています。

今後、少子化社会が到来する中で、医療・介護の「崩壊」の現状から「再生」へと進むためには、医師・看護師・介護職員など医療・福祉労働者の深刻な人手不足を早急に解消することが不可欠であり、看護師などの夜勤交替制労働者の大幅増員と働き続けられる夜勤改善をはじめとする労働環境改善が不可欠です。

厚生労働省の5局長通知及び6局長通知を実効あるものにするためにも医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、持続可能な医療提供体制、安全・安心の医療・介護を実現することが求められています。

安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。

記

- 1 看護師など「夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上」とし、労働環境を改善すること。
- 2 医師・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと。
- 3 国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 田 村 憲 久 様
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 様
文部科学大臣 下 村 博 文 様
総 務 大 臣 新 藤 義 孝 様
秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

ＴＰＰ交渉に関する意見書（案）

年内合意をめざすとしているＴＰＰ交渉は、重大な局面を迎えています。

７月にＴＰＰ交渉に参加した政府は、再三にわたって「国益を守る」とし、与党は農林水産物５項目の関税撤廃の除外等を決議し、参議院選挙でも同様の公約を打ち出し選挙を戦いました。衆参の農林水産委員会は農林水産物５項目の関税撤廃が除外できない場合は交渉から離脱することを明記した決議をあげています。さらに政府は、情報開示を約束し、国民的議論の重要性を強調してきました。

しかしながら、１０月のＴＰＰ首脳会議を前後して、農産物重要５品目の聖域見直しを容認する動きを強め、保秘契約を理由に情報の開示を拒否しています。

このまま推移するなら、国民は交渉の内容や経過、日本政府が何を主張したかも知ることはなく、結論だけを押し付けられる危険性があります。

ＴＰＰは農林漁業、食の安全、医療制度、保険など、国民生活に広く影響を及ぼし、ＩＳＤ条項は国家主権を揺るがしかねない重大な問題を含んでいます。

こうした不安や疑念が払拭されないため、これまで４４道府県や全市町村の８割余におよぶ議会が反対ないし慎重な対応を求める決議を行い、広範な分野の団体が交渉に反対してきました。国論を二分した世論状況にあります。

このように、国民的議論の不十分さに加えて、国益を守れる保障がなく、情報すら公開できないＴＰＰ交渉は撤退する以外にありません。

以上の主旨から下記の事項について、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 TPP交渉の内容を国民に開示すること。
- 2 TPP交渉から撤退すること。

平成25年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

内閣総理大臣 安倍晋三様

農林水産大臣 林 芳正様

経済産業大臣 茂木敏充様

日本国憲法をいかに安定した雇用の実現を求める意見書（案）

労働法制の規制緩和が行われてきた結果、非正規雇用労働者は2000万人を超え、年収200万円未満のワーキングプアも1100万人に達する事態となっています。また、若者が働き続けることができない「ブラック企業」が社会問題となっています。大学生活の大半を就職活動に充て、それでも内定を得られず、多くの若者を苦しめています。その結果、心身を病む若者も増えるなど、就職活動も過酷な状態になっています。雇用の状況は「底が抜けた」という表現が使われるほど深刻であり、このままでは日本社会の未来が危ぶまれます。雇用の安定を取り戻し、人間らしく働き続けられる仕事・職場（ディーセントワーク）を実現することが緊急の課題となっています。さらには、経済の再生のためには、政治主導で賃上げに進むことが求められます。

政府が進めようとしている「雇用改革」は労働法制の規制緩和をさらに強化するもので、「労働者保護」とは真逆となっています。産業や企業の「新陳代謝」にあわせて、雇用のルールも「雇用維持型」から「労働移動型」に転換するとしています。これではリストラが多発し、「大量失業時代」が到来しかねません。雇用をやすくし、賃金などの処遇も引き下げる「限定正社員制度」や「解雇の金銭解決制度」、日

雇い派遣の禁止解除をはじめとする労働者派遣の事実上の自由化などは、労働者が働き続けることができないブラック企業化を促進し、過労死を多発させかねません。今求められるのは、日本国憲法をいかし、幸せに暮らせる日本にしていくことです。

以上を踏まえ、下記事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 解雇や雇止めを規制して、安定した雇用制度にすること。「限定正社員」や「解雇の金銭解決制度」など、解雇をしやすくする制度づくりは行わないこと。
- 2 残業代をゼロにする労働時間（残業）規制の骨抜きや労働者派遣の拡大など、労働法制の規制緩和を行わないこと。
- 3 「均等待遇」原則を確立し、非正規雇用労働者の差別的な待遇を改善すること。労働者が安心して働き続けられる労働環境となるよう、「働くルール」の整備を進めること。

平成25年12月19日

秋田県男鹿市議会

議長 吉田清孝

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 田村憲久様

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。議会広報特別委員会委員の選任を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第5 議会広報特別委員会委員の選任

○議長（吉田清孝君） 日程第5、議会広報特別委員会委員の選任を議題といたしま

す。

お諮りいたします。議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、古仲清紀君を指名いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、古仲清紀君が議会広報特別委員会委員に選任されました。

日程追加の件

○議長(吉田清孝君) 次に、お諮りいたします。男鹿地区消防一部事務組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、男鹿地区消防一部事務組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第6 男鹿地区消防一部事務組合議会議員の補欠選挙

○議長(吉田清孝君) 日程第6、男鹿地区消防一部事務組合議会議員の補欠選挙を行います

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

男鹿地区消防一部事務組合議会議員に船木正博君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました船木正博君を、男鹿地区消防一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました船木正博君が、男鹿地区消防一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました船木正博君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

○議長(吉田清孝君) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて12月定例会を閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

午後 2時58分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

議 員 中 田 謙 三

議 員 戸 部 幸 晴